

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障がい者支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、障がい者支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

高島市長

公表日

令和7年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい者支援関係事務
②事務の概要	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)および「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)などの関連法規に基づいて、障害者の生活支援や権利擁護に関する事務を包括的に実施する。 障がい者福祉に関する主な事務は、 ①身体障害者手帳 ・身体に一定以上の障害があると認められた住民に、身体障害者手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損、等級変更、障害部位追加等) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届 ②療育手帳 ・知的障害があると判定された住民に、療育手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届など ③精神障害者保健福祉手帳 ・一定程度の精神障害があると認定された住民に精神障害者保健福祉手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届など ④障害児福祉手当 ・重度の障害を持つ児童に対して障害児福祉手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 ⑤特別障害者手当 ・重度の障害を持つ成人に対して特別障害者手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 ⑥経過的福祉手当 ・特定の条件を満たす障害者に対して経過的福祉手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 ⑦障害福祉サービス等(受給者管理) ・障害福祉サービスを受けるための手続き、受給者に関する管理を行う。 ・受給者の情報を管理することで、適切なサービスを提供する。 ⑧障害福祉サービス等(給付管理) ・障害福祉サービスの給付に関する管理を行う。 ・サービスの給付状況を管理し、適切な給付を行う。 ⑨自立支援医療(更生医療) ・身体障害者が自立した生活を送るために必要な医療(更正医療)を提供する。 ・受給者証申請を受領し、都道府県等へ進達する。以下の申請、届出も同様。

	又福祉サービス提供の範囲、都道府県等へ送達する。以下申請、届出も同様。 ・変更申請(医療の具体的方針の変更・再認定・医療機関追加変更・負担上限額変更) ・返還届(死亡等) ・国保連又は支払基金からの請求書に基づき支払を実施する。 ⑩自立支援医療(育成医療) ・18歳未満の児童を対象に、障害のある児童が自立した生活を送るために必要な医療(育成医療)を提供する。 ・育成医療を受けるための手続き、受給者に関する管理を行う。 ⑪自立支援医療(精神通院医療) ・精神障害者が通院治療を受けるための医療費(精神通院医療)を支援する。 ・受給者証申請を受領し、都道府県等へ進達する。以下の申請、届出も同様。 ・変更申請(医療機関追加変更・負担上限額変更) ・返還届(死亡等) ⑫補装具 ・身体障害者が日常生活を送るために必要な補助具を提供する。 ・支給申請を受領し、都道府県等へ進達する。 ・請求書、支給券等に基づき支給を行う。 などである。 市は、障害者総合支援法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の申請や更新時に個人番号を取得し、正確に事務を行う。 ②特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当などの支給に関する事務で個人番号を利用し、正確な給付を行う。 ③更生医療、育成医療、精神通院医療の支給に関する事務で個人番号を使用し、正確な給付を行う。 ④障害福祉サービスの受給者証情報や補装具費支給情報の管理に個人番号を利用し、正確な管理を行う。 ⑤障害者総合支援給付支払等業務 ・サービス事業所等から、請求書、請求明細書等の請求情報等を受領し、事業所、市町村、サービス種類、受給者資格等に関するチェックを行う。 ・サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。 ・請求明細書とサービス提供実績記録票との突合等による妥当性等の審査を行う。 ・これらの審査結果により、当該請求書を「返戻」、「保留」、「査定」のいずれかに決定を行う。 ・事業所等への給付費等の支払を行う。 ・国保連合会において特定個人情報ファイルを保有することにより、上述の障害者総合支援給付支払等業務の事務において、個人番号による問合せ等への対応を可能とする。 ・高額障害福祉サービス等給付費等の事務に個人番号を利用し、当市の障害福祉サービス・障害児(通所・入所)支援・補装具など複数サービスや、障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関する名寄せを、より正確に行う。 ※当市では「⑤障害者総合支援給付支払等業務」について「国民健康保険団体連合会(国保連合会)」に委託を
③システムの名称	障がい者総合福祉システム、団体内統合宛名システム、地方公共団体情報連携中間サーバーシステム、伝送通信ソフト(※) ※)伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
障害共通宛名(対象者ファイル)、団体内統合宛名関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」が含まれる項(9、21、51、117の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞ ・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項など (11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項) ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞ ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」が含まれる項 (14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) ＜国保連合会で実施する障害者総合支援給付支払等に関する事務＞ ・障害者総合支援法第29条第7項、第96条の2 ・児童福祉法第21条の5の7第14項、第56条の5の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滋賀県高島市 総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滋賀県高島市 健康福祉部 障がい福祉課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、特定個人情報の取得時には誤りがないか確認を徹底している。また、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人での確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	評価実施機関名	高島市役所	高島市長	事後	
平成29年7月18日	I 5②所属長	課長 中島 勲	課長 加藤 勝己	事後	
平成31年3月8日	IVリスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
平成31年3月8日	I 5②所属長	課長 加藤 勝己	課長	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活部 生活相談課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8125	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月29日	I -4.②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和6年4月1日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番	事後	
令和7年4月1日	I 関連項目 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)および身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害支援区分、自立支援医療、被装具、地域生活支援事業および身体障害者手帳に係る事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 障害者総合支援法に関する事務 1. 障害福祉サービスに関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 2. 障害支援区分に関する認定事務および情報の管理 3. 自立支援医療(更生医療・育成医療)に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 4. 自立支援医療(精神通院)に関する申請の受理、所得情報確認、進達事務および情報の管理 5. 被装具に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 6. 地域生活支援事業に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 身体障害者手帳の交付に関する事務 1. 身体障害者手帳の交付申請の受理および進達、交付、記載事項変更、再交付、返還に関する事務および情報の管理	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)および「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」、「障害者」とする条例の保存の推進に関する法律(障害者差別解消法)などの関連法規に基づいて、障害者の生活支援や権利擁護に関する事務を包括的に実施する。 障がい者福祉に関する主な事務は、 ①身体障害者手帳 ・身体に一定以上の障害があると認められた住民に、身体障害者手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損、等級変更、障害部位追加等) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届 ②療育手帳 ・知的障害があると判定された住民に、療育手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届など ③精神障害者保健福祉手帳 ・一定程度の精神障害があると認定された住民に精神障害者保健福祉手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届など ④障害児福祉手当 ・重度の障害を持つ児童に対して障害児福祉手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 ⑤特別障害者手当 ・重度の障害を持つ成人に対して特別障害者手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 ⑥給付金受給者手当 ・特定の条件を満たす障害者に対して給付金受給者手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定	事後	
令和7年4月1日	I 関連項目 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障がい者総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障がい者総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー ※)伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市と国保連合会との間で、データの送受信を行なうシステムのこと。なお、市と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	
令和7年4月1日	I 関連項目 2. 特定個人情報ファイル名	障害者共通宛名(対象者ファイル)	障害者共通宛名(対象者ファイル)、団体内統合宛名関係ファイル		
令和7年4月1日	I 関連項目 3. 個人情報の利用	障害者総合支援法に関する事務 番号法第9条第1項 別表第一 84の項 内閣府総務省令第5号第60条 身体障害者手帳の交付に関する事務 番号法第9条第1項 別表第一 11の項 内閣府総務省令第5号第11条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第8条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」が含まれる項(9.21.51.117の項)		
令和7年4月1日	I 関連項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	障害者総合支援法に関する事務 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16. 26. 56の2. 57. 87. 116の各項 内閣府総務省令第7号 12条. 第19条. 第30条. 第31条. 第44条(情報照会)の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 108. 109. 110の各項 内閣府総務省令第7号 55条 身体障害者手帳の交付に関する事務 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16. 27. 28. 31. 54. 55. 56の2. 57. 79. 106. 116の各項 内閣府総務省令第7号 12条. 20条. 21条. 22条. 28条. 29条. 30条. 31条. 42条. 53条 (情報照会)の根拠) なし	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞ 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項など (11. 15. 20. 37. 42. 75. 125. 144. 155. 161の項) ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞ 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」が含まれる項 (14. 15. 16. 17. 20. 37. 75. 144. 145. 146の項) ・公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) ＜国保連合会で実施する障害者総合支援給付支払等に関する事務＞ ・障害者総合支援法第29条第7項. 第96条の2 ・児童福祉法第21条の5の7第14項. 第56条の5の2		
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和7年4月1日		
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和7年4月1日		